

(資料) 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会ホームページ「知的財産権の保護」に掲載

オリンピック・パラリンピック推進特別委員会資料
平成29年11月8日
文化スポーツ振興部
オリンピック・パラリンピック準備課

Brand Protection

大会ブランド保護基準

Ver.3.4 2017 Augsut

はじめに

本書は、公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）が管理する東京 2020 大会関連マーク（エンブレム、ロゴ、スローガン等）をはじめとしたオリンピックおよびパラリンピックの知的財産に関する保護基準の概要を説明するものです。

オリンピック・パラリンピックに関する大会エンブレムや大会名称をはじめとする知的財産は、日本国内では商標法、不正競争防止法、著作権法等により保護されています。また、日本国政府としても、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）を招致するにあたり、国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）および国際パラリンピック委員会（以下「IPC」という。）に対し、オリンピック憲章の遵守とオリンピック・パラリンピックの知的財産を適切に保護することを誓約しています。

使用が認められる組織／団体／事業

大会関連マークの知的財産の使用が認められる組織／団体／事業は、以下となります。

1. 東京 2020 大会スポンサー、RHB (大会放送権者)
2. 開催都市・各府省、および開催会場となる自治体
3. 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関 (報道目的に限る)
4. 日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）
5. 地方自治体 (使用できる権利、品目は組織委員会が許諾したものに限る)
6. その他組織委員会が使用を適当と認める組織／団体／事業

オリンピック憲章 7.4

オリンピックのシンボル、旗、モットー、讃歌、特定できる言葉（オリンピック競技大会、オリンピアード競技大会などがあるが、それらに限らない）、連想させる映像・音声、マーク、聖火、トーチは、オリンピック憲章規則 8 から 14 に定義するとおり、集合的または個別的に「オリンピック資産」と便宜上呼ぶものとする。いかなる、そして全てのオリンピック資産に関するあらゆる権利、およびそれらを使用する全ての権利は、利潤目的、商業目的、宣伝目的のための使用を含むがそれのみに限らず、独占的に IOC に帰属する。IOC はその権利の全体あるいは一部を、IOC 理事会の定める条件により、使用の許諾をする。

1 ■ 知的財産を保護する理由

オリンピック・パラリンピックに関する大会エンブレムや大会名称をはじめとする知的財産は、IOC および IPC の独占的な所有物であり、東京 2020 大会に向けて、日本国内では組織委員会がその管理を任されています。

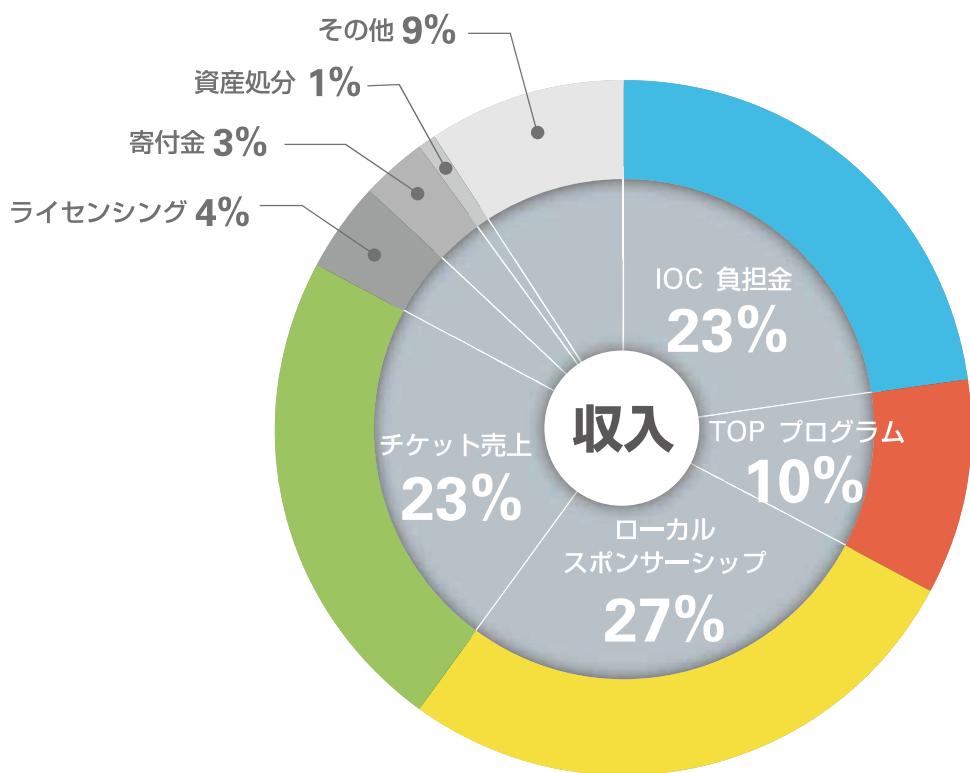
組織委員会では、東京 2020 大会の準備と安定的な運営および日本のアスリートの育成・強化に必要な財源を調達するために、JOC および JPC と一緒にになり、これらの知的財産を活用したマーケティング活動を実施しています。

オリンピック・パラリンピックマーク等の無断使用、不正使用ないし流用は、アンブッシュ・マーケティングと呼ばれ、IOC、IPC 等の知的財産権を侵害するばかりでなく、スポンサー等からの協賛金等の減収を招き、ひいては大会の運営や選手強化等にも重大な支障をきたす可能性があります。

したがって、オリンピック・パラリンピックの円滑な大会運営や選手強化のために、組織委員会は、商標法をはじめとする国内法の遵守・徹底を啓蒙し、知的財産の保護を行う必要があります。

2. 東京 2020 大会の収入源

東京 2020 大会の運営に関する費用は、スポンサーシップ、ライセンシング、チケッティングなど、JOC および組織委員会が実施するマーケティングプログラムによって得られる収入が、基盤となっています。



3. オリンピック関連スポンサー

オリンピック関連スポンサーには、IOCのスポンサーであるワールドワイドオリンピックパートナー（いわゆるTOPパートナー）と組織委員会のスポンサーであるローカルパートナーがあり、IOCまたは組織委員会と合意したカテゴリー（業種）において、オリンピックに関する知的財産の排他的な商業的利用権が与えられています。

ワールドワイドオリンピックパートナー



東京 2020 オリンピックゴールドパートナー



東京 2020 オリンピックオフィシャルパートナー



2017年8月現在

パラリンピック関連スポンサー

パラリンピック関連スポンサーには、IPCのスポンサーであるワールドワイドパラリンピックパートナーと組織委員会のスポンサーであるローカルパートナーがあり、IPCまたは組織委員会と合意したカテゴリー（業種）において、パラリンピックに関する知的財産の排他的な商業的利用権が与えられています。

ワールドワイドパラリンピックパートナー

Panasonic TOYOTA

東京 2020 パラリンピックゴールドパートナー

Atos BRIDGESTONE OMEGA

Asahi アサヒビール asics Canon ENEOS 東京海上日動 日本生命

NEC NTT NOMURA FUJITSU MIZUHO SMBC
三井住友銀行

三井不動産 meiji LIXIL

東京 2020 パラリンピックオフィシャルパートナー

AJINOMOTO airweave kikkoman Knt JTB CISCO

SECOM ANA ALSOK DNP TOKYO GAS METRO

TOTO TOBU TOP TOURS TOPPAN NISSIN 日本郵便 JAPAN AIRLINES JR 東日本

MITSUBISHI ELECTRIC RECRUIT 読売新聞 朝日新聞 NIKKEI 新毎日

2017 年 8 月現在

4. オリンピック・パラリンピックに関する主な知的財産

オリンピック・パラリンピックに関する主な知的財産としては、オリンピックシンボル、パラリンピックシンボル（スリー・アギトス）、大会エンブレム、大会名称、大会マスコット、ピクトグラム、大会モットー、オリンピックに関する用語、画像および音声等があります。これらは知的財産として保護されていますので、自由に使用することはできません。



オリンピックシンボル



パラリンピックシンボル



TOKYO 2020
オリンピック



TOKYO 2020
パラリンピック
GAMES



大会マスコット

Tokyo 2020

大会呼称

※



メダル



ピクトグラム

Um mundo novo

A new world

大会モットー

※



聖火台／トーチ

※



大会画像

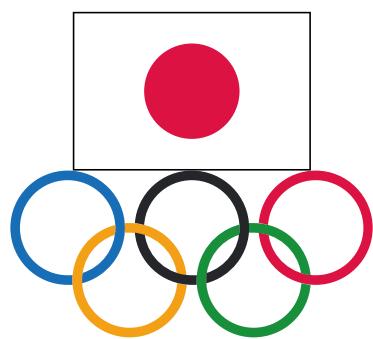


過去のイメージ (例：64 年東京大会)

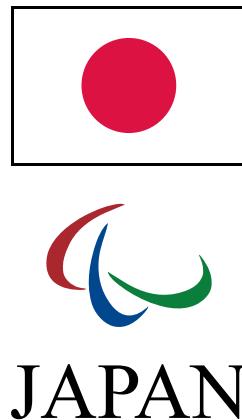
※リオ大会の各種マーク等を事例として掲載しています

JOC、JPCに関する主な知的財産

JOC および JPC の各種マークも知的財産となり保護の対象になります。



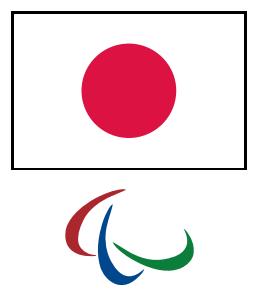
JOC 第1エンブレム



JPC 第1エンブレム



JOC 第2エンブレム



JPC 第2エンブレム

がんばれ!ニッポン!

JOC スローガン

保護対象となる各種用語

大会名称等の各種用語も知的財産であり保護の対象となるため、自由に使用することはできません。

大会正式名称

第32回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京2020パラリンピック競技大会

Games of the XXXII Olympiad

Tokyo 2020 Paralympic Games

大会略称

東京2020オリンピック競技大会

東京2020オリンピック

東京2020パラリンピック

東京2020オリンピック・パラリンピック

東京2020大会

東京2020

Olympic Games Tokyo 2020

Olympic and Paralympic Games Tokyo 2020

Tokyo 2020 Games

Tokyo 2020

その他の用語（例）

オリンピック

オリンピズム

オリンピアン

オリンピアード

パラリンピック

パラリンピアン

Citius, Altius, Fortius

Faster, Higher, Stronger

より速く、より高く、より強く

Spirit in Motion

聖火／聖火リレー／トーチ／トーチリレー

オリンピック日本代表団選手／パラリンピック日本代表団選手

がんばれ！ニッポン！

5. 法的保護

オリンピック・パラリンピックに関する知的財産とイメージは、日本国内では、「商標法」、「不正競争防止法」、「著作権法」等により保護されています。

日本国政府は、IOCに対し「オリンピック憲章」の遵守を誓約するとともに、2020年オリンピック東京招致に伴い、IOCおよびIPCに対しアンブッシュ・マーケティング防止に関する保証書を提出しています。

商標法

商標権侵害の禁止（第25条、第37条、第36条参照）

商標法上、指定商品もしくは指定役務と同一または類似の商品もしくは役務について、登録商標と同一または類似の商標を使用する行為は、商標権の侵害行為に該当し、侵害の差止請求および損害賠償請求の対象となります。

なお、オリンピックシンボル、パラリンピックシンボル、大会エンブレム、JOC 第2エンブレム、「がんばれ！ニッポン！」等の商標は、IOC、IPC、JOC、JPC または組織委員会により、広汎な指定商品もしくは指定役務において商標登録されております。

刑事罰（第78条、第78条の2）

商標権を侵害した者は、10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する、と定められております。また、商標権を侵害するとみなされる行為を行った者は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する、と定められております。

商標登録を受けることができない商標（第4条第1項第6号、第7号）

国もしくは地方公共団体もしくはこれらの機関、または公益に関する団体・事業であって営利を目的としないものに関し、これらを表示する標章であって著名なものと同一または類似の商標や、公序良俗を害するおそれのある商標については、商標登録を受けることができません。オリンピック、IOC、JOC を表示する著名な商標（「オリンピック（OLYMPIC）」、「IOC」、「オリンピックシンボル」、「JOC」、「がんばれ！ニッポン！」等）はこれに該当します。

法的保護（続き）

不正競争防止法

国際機関の標章の商業上の使用禁止（第 17 条）

IOC や IPC は、国際機関として認定されており、オリンピックシンボルは、国際機関を表示する標章として、IOC の許可なく使用することはできません。

刑事罰（第 21 条第 2 項第 7 号）

第 17 条の規定に違反した者は、5 年以下の懲役もしくは 500 万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する、と定められています。

周知ないし著名な商品等表示（第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号）

他人の商品等表示（氏名、商号、商標など）として周知なものを使用して他人の商品等と混同を生じさせる行為や、他人の著名な商品等表示を使用する行為は、「不正競争」に該当し、侵害の差止請求（第 3 条）および損害賠償請求（第 4 条）の対象となります。

刑事罰（第 21 条第 2 項第 1 号、第 2 号）

一定の目的で第 2 条第 1 項第 1 号または第 2 号の「不正競争」を行った者は、5 年以下の懲役もしくは 500 万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する、と定められています。

著作権法

著作権侵害行為の禁止

他人が著作権を有する著作物（大会マスコットなど）を、著作権者の許可なく利用する行為（複製、譲渡、公衆送信、翻案等）は、著作権侵害行為に該当し、侵害の差止請求（第 112 条）および損害賠償請求の対象となります。

刑事罰（第 119 条第 1 項）

著作権を侵害した者は、10 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する、と定められています。

6. アンブッシュ・マーケティング

アンブッシュ・マーケティングとは、故意であるか否かを問わず、団体や個人が、権利者であるIOCやIPC、組織委員会の許諾無しにオリンピック・パラリンピックに関する知的財産を使用したり、オリンピック・パラリンピックのイメージを流用することを指します。オリンピック・パラリンピックムーブメントに公式に関与するように見せかけ、そのことによりマーケティングパートナーの合法的なマーケティング活動を妨害し、かつオリンピック・パラリンピックのブランドを損なわせることになります。

オリンピック・パラリンピックマーケティングの根本は、オリンピック・パラリンピックに関する「知的財産」をスポンサーシップ、ライセンシング等の権利として、カテゴリーごとに独占的に企業等に対し販売するものです。したがって、「知的財産」の保護が確立されなくてはマーケティングそのものが成立しません。大会の運営経費の大部分をマーケティングによる財源調達に依存している状況で、「アンチ・アンブッシュ」はオリンピック・パラリンピックの知的財産を守るだけではなく、マーケティング活動の一部として「絶対に不可欠」な要素となっていました。言い換えるなら、万全な「アンチ・アンブッシュ」のための方策が実施されなくては、オリンピック・パラリンピックマーケティングは成立しないのです。

7

■ アンブッシュ・マーケティングとして問題となる例



大会エンブレムの無断使用



使用が認められていない組織／団体の大会エンブレムの使用



オリンピックシンボルの使用



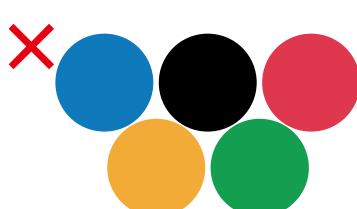
オリンピックを想起させる用語の使用



オリンピック用語とトーチイメージの使用



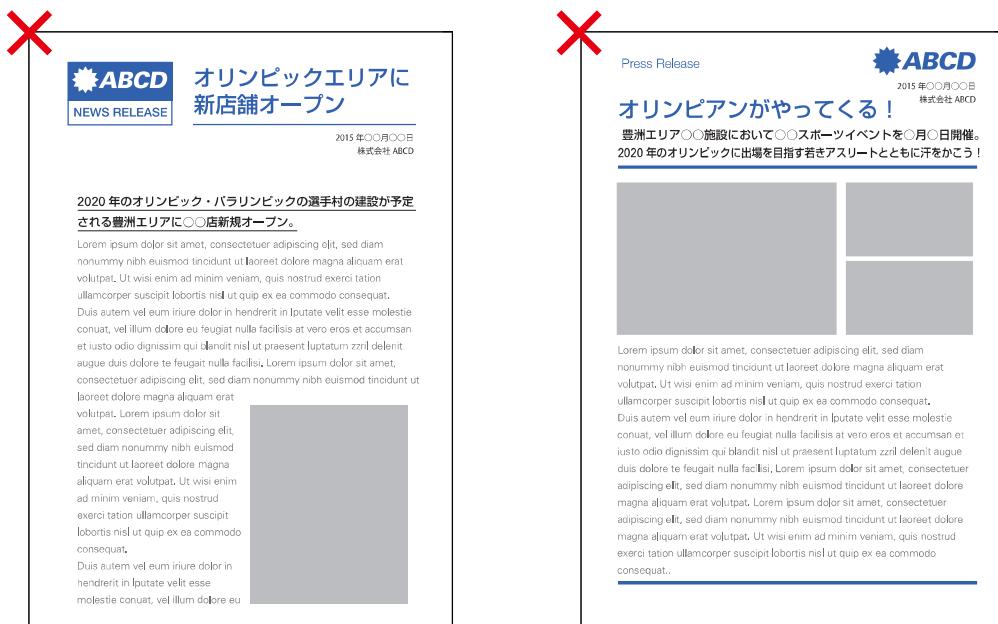
使用権利保有者以外の PR 誌の発行



オリンピックシンボルを想起させるグラフィック

アンブッシュ・マーケティングとして問題となる例

プレスリリースは一般的な記事とは違い、企業にとっての広報・PRツールであるため、「オリンピック」、「パラリンピック」の名称およびそれらを想起させるような表現を、オリンピック・パラリンピックのイメージを流用する態様で使用することはできません。



以下のような用語を用いてオリンピック・パラリンピックのイメージを流用することもアンブッシュ・マーケティングととられる場合がありますので使用しないでください。

例：

Tokyo 2020 ●●●●●
●●●リンピック
祝！東京五輪開催
2020スポーツの祭典
目指せ金メダル
ロンドン、リオそして東京へ
2020ヘカウントダウン

2017年8月

本基準書に記載されている内容は複製禁止です。

本基準書は必要に応じ適宜改訂されます。

記載されているエンブレム、画像等のプロパティは IOC、IPC、JOC および JPC の知的財産であり、公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が管理を委任されています。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

マーケティング局 ブランド管理部

brandmanagement@tokyo2020.jp
